

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月4日(水)～2月10日(火) (土曜日及び日曜日を除く) ※10日は税理士記念日独自事業	鶴見区役所6階会議室	鶴見区鶴見中央3-20-1	9:00～12:00 13:00～16:00 (受付は15:30まで) ※10日は15:00まで (受付は14:30まで)

«対象となる方»

- 1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
- 2 給与所得または年金所得、若しくはその両方がある方

«対象とならない方»

- 1 相談内容が複雑な方(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除等の適用を初めて受けられる方など)
- 2 贈与税・相続税に関する相談のある方

«オンラインによる事前申込をお願いします!»

- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込みは、令和8年1月13日(火)から可能となります。詳細につきましては、下段のURLをクリックしてください。  
※ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。  
※ オンラインによる「事前申込サイト」についてのお問い合わせ先は、050-1792-4600 へお願いします。  
(受付時間:平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。  
なお、当日入場整理券の配付を受けられた方の相談開始時間は、原則午後1時以降となります。

«留意事項»

- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など、申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具、スマートフォン及びマイナンバーカード(※)をご持参ください。  
※ マイナンバーカードの2つのパスワードが必要です。  
① 利用者証明用電子証明書(数字4桁)  
② 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- お車でのご来場はご遠慮ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、鶴見税務署に直接お持ちいただきか、郵送でご提出ください。  
なお、申告書等を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター横浜南分室となりますのでご注意ください。  
【宛先】〒236-8551 横浜市金沢区並木3-2-9 東京国税局業務センター横浜南分室(鶴見税務署)

《オンラインによる事前申込サイトは、以下のURLをクリックしてください》

[https://coubic.com/tochi107/booking\\_pages](https://coubic.com/tochi107/booking_pages)